

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:小平市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.6 %
全職員	79.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.3 %
本庁課長相当職	96.6 %
本庁課長補佐相当職	97.8 %
本庁係長相当職	96.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.2 %
31～35年	85.3 %
26～30年	80.6 %
21～25年	84.4 %
16～20年	80.2 %
11～15年	78.6 %
6～10年	84.9 %
1～5年	96.7 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当は、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多い。(扶養手当を受給する職員の割合：男性81.5%、女性18.5%)
- ・女性職員の方が部分休業を取得することが多いため、給料や時間外勤務手当が相対的に少くなる。(部分休業を取得した職員の割合：男性7.8%、女性92.2%)
- ・女性職員の方が育児休業の取得者が多く、その期間も長いため、期末勤勉手当の支給率を計算する際の除算が大きくなり、結果として受給額が少なくなる。(男性の受給額に対する女性の受給額の割合：86.9%)
- ・月の途中からの育児休業等により給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じて人数を換算している。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・再任用職員及び会計年度任用職員(専門職)については、週の勤務時間が常勤職員と異なるため、常勤職員の週の勤務時間に対する再任用職員及び会計年度任用職員(専門職)の週の勤務時間に応じて、それぞれ職員数を換算している。
- ・会計年度任用職員(アシスタント職)については、月の勤務日数や1日の勤務時間が職種によって定まっておらず、任用の状況に応じて異なる。そのため、常勤職員の週の勤務時間等に応じて人数を換算することが難しいため、算定の対象に含んでいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。